

規律規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）における規律部会の組織、権限および運営に関する事項と、本協会が主催する公式試合（以下「公式試合」という。また、共催を含む。ただし、国際大会については対象外とする。）における違反行為に関する制裁および手続きに関する事項ならびに関連する必要な事項を定め、円滑かつ公平な運営を行うことを目的とする。

第2章 規律部会

（規律部会の設置）

第2条 本協会は、公式試合における違反行為の制裁を決定する機関として、コンプライアンス委員会内に規律部会を設置する。

2 規律部会の決定は、コンプライアンス委員会に報告を行わなければならない。

（所管事項）

第3条 規律部会は、公式試合において次の各号のいずれかに該当する者あるいは団体等を調査・審理し、制裁を決定する。

- （1）失格または退場を命じられた者
- （2）悪質な反則を宣せられた者
- （3）侮辱、乱暴な行為を含む反倫理的行為、器物破損、差別的行為、出場資格に関する不正、または前2号に相当する不正な行為を行った者または団体等

2 人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自等に関する差別的または侮辱的な発言または行為等、個人または団体の尊厳を害する違反行為の場合、「差別的・侮辱的行為」として前項第3号に該当するものとして、規律部会は別表2のとおり制裁を科す。ただし、軽度の違反行為であると認められる場合は、戒告、譴責、またはその他軽度の制裁に留めることができる。

（組織および部会員）

第4条 規律部会は、3名以上5名以内の部会員をもって構成する。

2 規律部会員はバレーボールに関する経験と知識を有し、または法曹資格、企業等経営経験、コンプライアンス・ガバナンス関連業務の経験もしくは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とし、業

務執行理事会の議決を得て本協会会長（以下「会長」という。）が任命する。

- 3 規律部会員は、会長および本協会に加盟するチーム・クラブの役職員を兼務することができない。
- 4 規律部会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある部会員および当該事案に利害関係を有する部会員は、当該事案に関して規律部会員として手続きに加わることができない。
- 5 第3項または前項により規律部会員が2名以下となったときには、会長は第2項の手続きに則り、臨時に規律部会員を任命することができる。

（任期および解任）

第5条 規律部会員の任期および解任はコンプライアンス委員と同様とする。

（部会長）

第6条 規律部会に規律部会長を置く。

- 2 部会長は規律部会員が互選する。
- 3 部会長は規律部会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- 4 部会長に事故あるときは、規律部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。

（招集および議決）

第7条 規律部会は、次の場合に部会長が招集する。

- (1) 会長からの付託があったとき
- (2) 公式試合において、試合実施責任者、レフェリーからの報告において、違反行為または違反行為疑義の報告があったとき
- (3) 1名以上の部会員が会議の開催を要求したとき
- (4) その他、部会長が必要と認めるとき

- 2 規律部会は、部会長を含む過半数の部会員の出席がなければ会議を開きまたは議決することができない。
- 3 規律部会の議長は、部会長がこれにあたる。
- 4 規律部会の議事は、部会長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 規律部会は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明がお互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うこ

とができる環境であることを要する。

- 6 規律部会は、書面または電磁的方法その他の手段を使用した、会議以外の形式により審理を行うことができる。この場合の会議の成立および決議等の要件は、会議形式での審理と同様とする。

第3章 制裁の種類等

(対象者)

- 第8条 公式試合に参加した者が、第3条に規定する各号のいずれかに該当した事実（以下、「制裁対象事実」という。）をもって制裁の対象となる（以下、「制裁対象者」という。）。

(制裁の種類)

- 第9条 公式試合に関連する違反行為に対する制裁のうち、個人に対する制裁の種類を以下のとおりとする。本協会はこれらの制裁を併科できる。

- (1) 戒告：口頭をもって戒めること
- (2) 譴責：始末書を取り注意し、将来を戒めること
- (3) 制裁金：この規程に定める金額を本協会に納付させること
- (4) 研修受講：本協会が指定する研修を受講すること
- (5) 社会奉仕活動：本協会が指定する社会奉仕活動に従事すること
- (6) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
- (7) 減給：本協会から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は労働基準法第91条に則るものとする
- (8) 賞の剥奪：賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させること
- (9) 公式試合出場資格の停止：一定期間または無期限に、公式試合への出場の禁止、およびコート、ベンチ、競技エリア、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること

- 2 公式試合に関連する違反行為に対する制裁のうち、団体に対する制裁の種類を以下のとおりとする。本協会はこれらの制裁を併科できる。

- (1) 譴責：始末書を取り注意し、将来を戒めること
- (2) 制裁金：この規程に定める金額を本協会に納付させること
- (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
- (4) 賞の剥奪：賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させること
- (5) 本協会が配分する金銭の減額、保留、返還
- (6) 試合の無効：試合結果を無効とし、または再戦を命ずること
- (7) 無観客試合の開催：入場者のいない試合を開催させること
- (8) 獲得ポイントの減：違反行為1件につき9ポイントを上限として減ずること
- (9) 試合の没収：違反行為1件につき9ポイントを上限として減ずるとともに敗戦扱いとすること

- (10) 公式試合の出場停止：一定期間または無期限に、公式試合への出場を禁止すること
- (11) 競技会への出場権の剥奪：特定の競技会への出場権を剥奪すること
- (12) 登録資格/加盟資格の停止もしくは抹消および再登録/再加盟の禁止：一定期間または無期限に登録資格/加盟資格に基づくバレーボールに関する一切の活動について停止すること、もしくは登録資格/加盟資格を抹消すること、および再登録/再加盟を一定期間または無期限に禁止すること
- (13) 除名：本協会の登録資格/加盟資格を抹消すること
- (14) 永久追放：本協会から追放し、かつ復権を認めないこと

3 ドーピングに対する懲罰・制裁については日本アンチ・ドーピング規律パネルまたは公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が決定する。

（制裁の基準）

第 10 条 公式試合に関連する違反行為のうち、制裁の対象となる行為およびこれに対する制裁の基準は、別表 1 のとおりとする。ただし、同基準に明示のない行為であっても、本協会の方針や定款および規程類の趣旨に明らかに反する行為があった場合には、これに対し適切と判断される制裁を科すことを妨げない。

第 4 章 制裁手続

（手続および審理の非公開および守秘義務）

第 11 条 規律部会の手続きおよび審理、記録は非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、規律部会は、審理の公正さが害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認められるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

3 規律部会員、規律部会による調査・審議および答申の対象となった個人または団体（以下、「審理対象者」という。）、その代理人、オブザーバーおよび本協会の関係者は、規律部会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

（言語）

第 12 条 規律部会の手続きおよび書面における言語は日本語を使用するものとする。

2 規律の手続きにおいて、審理対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該審理対象者または関係者は、当該審理対象者または関係者の費用負担において、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第13条 規律の手続きにおいて、規律部会が承認した者を除き、審理対象者の代理人となることができない。

(違反行為の時効)

第14条 規律部会は違反行為の時から次の期間（以下「時効期間」という。）が経過した場合、制裁を科することができないものとする。

(1) 競技中の違反行為および競技に関する違反行為(第2号を除く)

: 5年

(2) 八百長: 10年

(3) その他の行為: 5年

2 対象行為が継続的である場合、時効期間は行為が終了した時点から起算するものとする。

3 対象者に対して刑事裁判の手続きが開始された場合、開始の日(起訴日)に時効は停止し、当該刑事裁判が継続している期間は時効期間に参入しないものとする。

(規律部会の事務局)

第15条 規律部会の事務処理は、本協会の企画推進チームが務める。

(免責)

第16条 規律部会員および規律部会にかかわる本協会の職員は、故意または重過失による場合を除き、規律部会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(制裁手続の開始)

第17条 規律部会は、第7条第1項の招集のときから手続きを開始する。

(調査)

第18条 規律部会は、事案の解明のために、自らまたは規律部会事務局に指示して、審理対象者およびその関係者（以下「対象者等」という。）に対して、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査を行う等、必要な調査をすることができる。

2 規律部会は、規律部会事務局に調査の結果の提出を求め、調査または制裁の決定においてこれを利用することができる。

3 規律部会は、調査に必要と認めたときは、第三者の証言または鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

4 規律部会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない。

（聴聞等）

第 19 条 規律部会は、原則として、対象者等に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取するものとする。ただし、対象者等が事情聴取、弁明を辞退、拒否または無断欠席した場合は、この限りではない。

- 2 規律部会による事情聴取等は、規律部会の判断により、電話またはインターネット等の通信回線の使用または書面による方法で行うことができる。

（証拠の評価）

第 20 条 規律部会は、審理対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

（制裁の決定）

第 21 条 制裁は、この規程およびその他本協会の関連する規程等に基づき、規律部会がこれを審理し決定する。

（規律部会開催が困難である場合の対応）

第 22 条 公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合の開始前に会議を開催することができず、規律部会が制裁を決定することが困難である場合において、前条の規定にかかわらず、規律部会の決議を経ることなく規律部会長が次の公式試合に対する出場停止の可否を決定することができるものとする。ただし当該試合の出場停止以外の制裁については、規律部会がその後可及的早期に決定する。

- 2 前項において、規律部会長に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な事情がある場合は、あらかじめ規律部会が定めた順序により、その他規律部会員が制裁を決定する。

（審理対象者の登録に関する取扱い）

第 23 条 審理対象者が本協会の加盟団体または各種の連盟の役員である場合は、審理中に（制裁が確定するまで）辞任または解任の手続きを行ってはならない。

- 2 審理対象者が本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者である場合は、審理中に（制裁が確定するまで）登録および資格の返上または失効手続きを行ってはならない。

- 3 本条第 1 項の規定にかかわらず、審理対象者となった役員が、制裁が確定するまでに任期満了となり、かつ次期役員に任命されなかった場合は、当該役員を退任するものとする。

- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、審理対象者となった登録者が、制裁が確定するまでに登録期限満了となり、かつ次期登録手続きを行わなかった場合は、登録を失効するものとする。

（制裁の通知）

第 24 条 規律部会長は、決定した制裁を制裁対象者に対して書面にて通知するものとする。

- 2 前項の通知には、次の各号を含めるものとする。
 - （１）対象者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）
 - （２）代理人があるときは、その氏名および所属
 - （３）制裁の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
 - （４）判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
 - （５）作成年月日
 - （６）不服申立手続の可否およびその手続の期限

- 3 前項に規定する通知書は、郵送、FAX または電子メール等の手段によって行われるものとする。なお、電子メールによる通知の場合は、当事者の電子メールアドレスに宛てて発信された時点で有効に通知されたものとみなす。

（通報者への報告）

第 25 条 実名通報に基づく事案の場合、被通報者のプライバシーに配慮して、規律部会長は通報者に制裁を決定した事実のみを報告するものとする。

（公表）

第 26 条 本協会は、決定した制裁を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、本協会関係者、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。

（決定の効力）

第 27 条 制裁対象者は、規律部会の制裁に関する決定に拘束される。（ただし、再審査の申立てを行った場合はこの限りでない。）

- 2 制裁対象者は、制裁の通知到達後 14 日以内に、本協会の事務局長に対し、再審査を求める旨を記載した再審査申立書および手数料 10 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。再審査は規律部会が行うものとする。
- 3 前項の再審査によって出された決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）または日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への不服申立の提訴を除き、さらに審査を求めることはできない。
- 4 制裁対象者が再審査申立書以外に主張・立証を行う場合には、原則として、再審査申立書を提出した日の翌日から 30 日以内に行うものとする。

（仮の処分）

第 28 条 規律部会は、規律対象者が、前条に基づく再審査の申立てを行った場合でも、緊急の必要性がある場合には、一時的に規律対象者の資格および職務等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）ができる。

2 規律部会は、仮の処分を決定する前に、規律対象者から意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、緊急の場合には、規律対象者から意見を聴かないで仮の処分を決定することができる。この場合においては、後日、規律対象者の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の処分の撤回または変更をすることができる。

第 5 章 制裁

（審判の懲罰との関係）

第 29 条 競技会または試合中に審判が別に行った懲罰がある場合であっても、この規程に基づく制裁を行うことを妨げない。

（選手等に対する制裁金）

第 30 条 選手等に対して制裁金を科す場合は、別に定める場合を除き、公式試合出場資格の停止 1 試合あたり 5 万円以下を基準とする。

（管理監督関係者の加重）

第 31 条 役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた制裁の 2 倍以下相当の範囲内において、制裁を加重することができる。

（団体に対する制裁金）

第 32 条 次の各号に規定する場合は、規律部会はクラブ等の団体に対して制裁を科す。なおクラブ等の団体の対象には、選手やスタッフ、チーム関係者のみならず、ファンや応援団等を含むものとする。

（1）1 試合において同一チームの 6 名以上の選手等が、失格・退場処分となった場合、当該チームを有するクラブ等の団体に対して制裁金を科す。

（2）同一チームの何人かの選手等が審判員等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行った場合、当該チームを有するクラブ等の団体に対して制裁金を科す。

（3）前 2 号についてのクラブ等の団体に対する制裁金は最大金 100 万円とする。

2 前項に規定するほか、チームが第 3 条第 1 項第 3 号に該当する不正な行為を行った場合、規律部会は当該チームを有するクラブ等の団体に対して制裁金を科す。

（制裁金の合算）

第 33 条 同時に複数の制裁対象事実が制裁金の対象となった場合には、各々の制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

(制裁対象事実の重複による加重)

第 34 条 同種の制裁対象事実を重ねていった場合には、当該制裁対象事実について定められた制裁の 2 倍以下相当の範囲内において、制裁を加重することができる。

(酌量減輕)

第 35 条 制裁対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する制裁)

第 36 条 他の者をして制裁対象事実を行わせた者または団体等には、自ら制裁対象事実を行った場合と同様の制裁を科すものとする。

(規律部会決定までの公式試合の出場停止)

第 37 条 制裁対象者が、規律部会での制裁決定までに公式試合の出場を停止された場合は、制裁として決定された公式試合の出場停止数から当該試合数を減ずることとする。

第 6 章 附則

(改廃)

第 38 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、2026 年 3 月 11 日から施行する。

別表 1

1	第3条第1項第1号の事由(失格または退場を命じられた者)が発生した場合	
	同上	1 回目の場合： 最低1試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最低2試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
2	第3条第1項第2号の事由(悪質な反則を宣せられた者)が発生した場合	
	同上	同一シーズン内で2回目の場合： 最大1試合の公式試合出場資格の停止 同一シーズンにおいて前号の処分に該当する行為を重ねて行った場合： 最大2試合の公式試合出場資格の停止
3	第3条第1項第3号の事由(侮辱、乱暴な行為を含む反倫理的行為、器物破損、差別的行為、出場資格に関する不正、または前2号に相当する不正な行為)が発生した場合	
①	選手等が選手等に対して暴行・脅迫を行った場合または一般大衆に対して挑発行為を行った場合	1 回目の場合： 最大2試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大4試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
②	選手等が選手等に対してモラルに反する行為をした場合	1 回目の場合： 最大6試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大12ヶ月の公式試合出場資格の停止および制裁金
③	選手等が審判員に対して侮辱または公然の批判行為を行った場合	1 回目の場合： 最大2試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大4試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
④	選手等が審判員に対して暴行・脅迫した場合	1 回目の場合： 最大6ヶ月の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大12ヶ月の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑤	選手等が審判員に対してモラルに反する行為をした場合	1 回目の場合： 最大12ヶ月の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 無期限の公式試合出場資格の停止 ※ここは制裁金なしでよい？SVLは停止のみ
⑥	選手等が一般大衆に対して暴行・脅迫した場合	1 回目の場合： 最大12ヶ月の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 無期限の公式試合出場資格の停止
⑦	選手等がプレーや進行の妨害行為をした場合	1 回目の場合： 最大1試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大2試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑧	選手等がアリーナまたはその周辺関連施設において故意により器物破損を行った場合	1 回目の場合： 最低1試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最低2試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑨	選手等が選手等または一般大衆等に対する著しい威嚇・挑発・侮辱行為をした場合	1 回目の場合： 最大2試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合：

		最大 4 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑩	選手等がアリーナ内のスポンサー広告看板や LED バナーを含む広告掲出物を蹴るまたは殴打する行為その他スポンサーまたは広告主に対する品位を欠く行為を行った場合	1 回目の場合： 最大 2 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大 4 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑪	選手等が試合後または試合中の失格退場後に次の各号にあげる、品位を欠き本協会あるいは競技会の価値を損なう行為を行った場合 (1) 審判員の判定に対する執拗な抗議や異論表現 (2) ボールを蹴り上げたり投げつけたりする行為 (3) 試合後に相手クラブやクラブ関係者に対する侮辱行為 (4) 前各号に類する行為	1 回目の場合： 最大 2 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大 4 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑫	選手等が試合に関連して、審判員、審判員の判定、相手クラブおよびクラブ関係者に対して、SNS 等を用いた不満表現、異論表現および批判行為をした場合	1 回目の場合： 最大 2 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大 4 試合の公式試合出場資格の停止および制裁金
⑬	選手等が乱闘または喧嘩に関与した場合。 ただし、乱闘または喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離することのみをしようとした者は対象外とする。	1 回目の場合： 最大 6 試合の公式試合出場資格の停止 同一シーズン内で繰り返した場合： 最大 12 ヶ月の公式試合出場資格の停止
⑭	選手等が、ア krediyteyeshyonyonkard、コンボジshyonyonmenbarysheeto、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合	処分決定日から 1 ヶ月間の公式試合出場資格の停止
⑮	出場資格の無い選手等が公式試合にエントリーした場合	エントリーさせた者： 処分決定日から 1 ヶ月間の公式試合出場資格の停止 エントリーした選手等： 処分決定日から 1 ヶ月間の公式試合出場資格の停止
⑯	その他第 3 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる場合	前各号の基準を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して制裁を決定する。

別表 2：差別的・侮辱的行為に対する制裁

1	違反者がトップチームに属する選手、ヘッドコーチ(監督)またはアシスタントコーチの場合	原則として最低 5 試合の公式試合出場資格の停止および金 10 万円以上の制裁金を科す。
2	クラブ等同一の団体に所属する複数の個人が同時に違反した場合	違反行為者個人の制裁に加え、当該クラブ等の団体に獲得ポイントの減(初回の違反は 3 ポイント、2 度目の違反は 6 ポイント)を科す。 さらなる違反行為がある場合は、当該団体に対して、以降シーズン終了までの公式試合の出場停止を科すとともに、当該団体は停止期間の対戦予定クラブ等に対して費用の補償をする義務を負うものとする。補償する費用には発生した交通費・宿泊費や会場費、有料試合の場合は入場料払戻手数料等の販売に関して生じた費用および開催準備に要した費用等、当該試合の中止に伴う一切の必要経費を含む。ただし必要経費は合理的に算出された金額でなければならない。
3	違反行為者がいずれかのクラブ(所属する選手等を含む)のファンの場合	その有責性に関わらず、当該団体に対して金 40 万円以上の制裁金を科す。 ただし、重大な違反行為の場合には、無観客試合の開催、獲得ポイントの減、試合の没収または競技会への出場権の剥奪等の制裁を併科する。